

No.	質問、意見等	回答
1	資料13ページ身体拘束廃止未実施事業所に対する減算について ①対象サービスのイ（訪問系サービス他）の算定要件は、13ページの〈概要〉イの内容ですか。 ②同ページの〈算定要件等〉の3ヵ月に1回以上の委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施については対象サービスのア（短期入所系サービス他）のみの算定要件でよいですか？	①対象サービスのイ（訪問系サービス他）に関する算定要件ではなく、基準省令及び報酬告示の規定に関する概要を記載したものです。 ②そのとおりです。
2	身体拘束廃止未実施減算について、「算定要件等の委員会を3か月に1回以上開催」は1月22日の分科会資料では短期入所・多機能系サービスだけだと思うのですが、居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業は年に何回開催すればよいのでしょうか？	対象サービスのイ（訪問系サービス他）については、委員会の開催頻度の規定はありません。 参考：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の第26条第5号・第6号及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について第3の二の二の3（2）③
3	今回の改定時も、総合事業のサービスコードやサービス内容について発表が大変遅かった。現場は大変な思いをしています。近隣他市に比べ何故遅くなっているのでしょうか。訪問介護は近隣他市に比べ、何故報酬が少ないのでしょうか？見解を伺いたい。	ご質問は、介護予防訪問サービス(従前相当サービス)における1回当たりの単価部分かと推察しますが、本サービスの算定構造は国が規定することとなっており、今回の改正では特に1回当たりの単価の分類が細かくなったことにより、本市においても国の見解を確認しながら進めていたことから発表が大変遅くなりました。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。単価についても国の基準を元に決定しており、高齢者の選択肢の拡大の観点から、多様なサービスを組み合わせる支援できるよう、従来の生活援助と身体介護を合せていた単位から、1回当たりの単価をきめ細やかに設定しています。
4	業務継続計画の内容で災害時の備蓄について、当施設では入浴や食事の提供はなく、運動のみの通所型サービスですが、このような場合でも備蓄する必要はありますか。	入浴や食事の提供をしていなくても、災害時には必要となることも想定されるため、計画に位置付けることが望ましいと考えます。厚労省、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修を参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
5	重要事項説明者や契約書にBCP、虐待等の項目については記載していませんでした。今から整備していきたいと考えます。4月以降の契約については有効でしょうか？	虐待の防止のための措置に関する事項は運営規程に定めておかねばなりません。契約の有効性に影響するものではありませんが、重要事項説明書や契約書に記載することが望ましいと考えます。
6	口腔連携強化加算が新設され、歯科医師及び介護支援専門員に情報提供した場となっています。情報提供があった場合、介護支援専門員としては何をすればよいのですか。	介護保険最新情報Vol.1217（令和6年3月15日）「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の42頁以降をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001227728.pdf
7	①身体拘束廃止未実施事業所に対する減算に関して、介護予防支援事業所は運営規定の見直し等必要だが、減算の対象とはならないという理解で良いですか？ ②介護予防訪問サービス・ターミナル支援型訪問サービスについて、生活援助中心サービスと短時間の身体介護中心サービス等の組み合わせは不可との説明であったが、加古川市のQ&A No.9では組み合わせ可となっています。どちらが正しいのでしょうか？	①そのとおりです。 ②Q&A No.9の記載内容は、1月内に「標準的な内容の指定相当 訪問型サービス」と、「20分～45分の生活援助」、「45分以上の生活援助」または「短時間の身体介護」とが組み合わせ可能という記載になっており、1回に生活援助と短時間の身体介護を一緒に利用する場合は、標準的な内容の指定相当 訪問型サービスとして利用してください。 ※加古川市のQ&A No.1もあわせて参照ください。
8	加古川市指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱の適用期間が、「令和6年3月31日までに提供したサービス」となっているため、令和6年3月31日に指定を受けた当事業所は届け出を行っていないが、今後の予定等があればご教示いただきたい。	令和6年4月1日付の改正後の要綱をホームページに掲載しましたのでご確認ください。